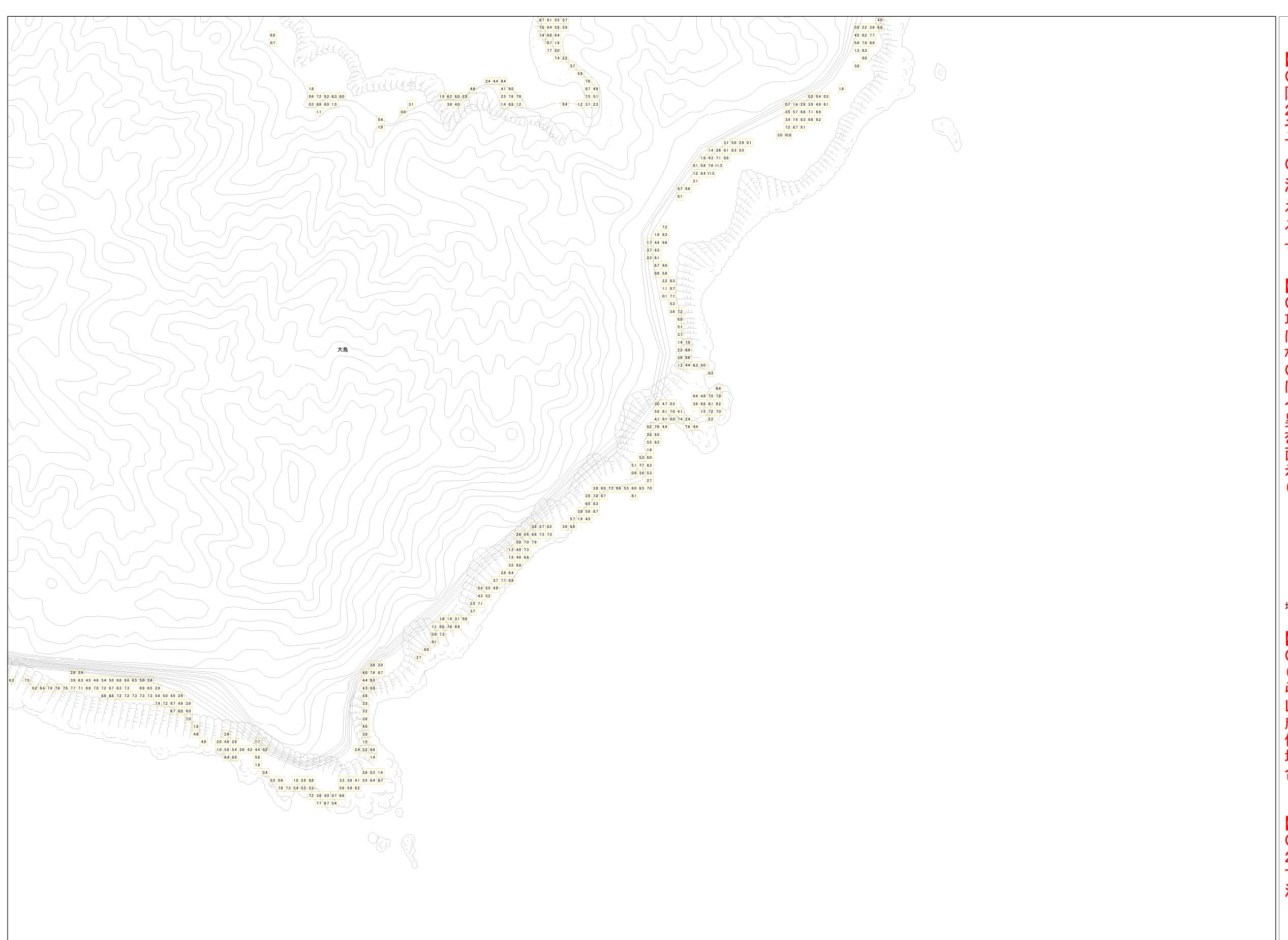
津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書(その5-20)



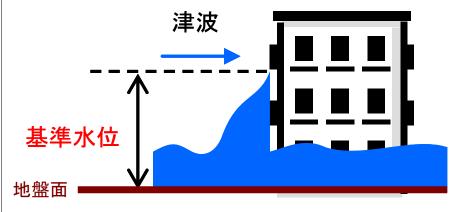
<留意事項>

23年法律123号(以下、「法」とい う。))第53条第1項に基づく区域

〇「津波災害警戒区域」は、津波 浸水想定(法第8条第1項)を踏ま え、津波による人的災害を防止す るために警戒避難体制を特に整備 すべき区域です。

【基準水位】

〇「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 な高さ等の基準となるものです。 への衝突による津波の水位の上 昇を考慮して必要と認められる値 を加えて定める水位であり、地盤 面からの高さ(メートル単位)で表 示しています。 (下図参照)



【地形(標高)データ】

○基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成21年度か ら平成24年度に実施された航空 レーザー測量等の結果を基に作 成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場 合があります。

〇「背景地図」は、平成20年から 21年の航空写真等を基に作成し ているため、道路や建物などが現 況と異なっている場合があります。



N	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:メートル)
	(= 1 (1 (1)	
縮尺	市町村名	牟岐町
1:2,500	図面番号	5-20
·		